

「世田谷区第4期文化・芸術振興計画 中間見直し」支援業務委託
事業者選定プロポーザル実施要領兼説明書

令和8年7月

世田谷区

1 事業の概要

(1) 予定件名

「世田谷区第4期文化・芸術振興計画 中間見直し」支援業務委託

(2) 目的

区では、令和6年3月に策定した「世田谷区第4期文化・芸術振興計画」（以下「第4期計画」という。）に基づき、文化及び芸術の振興に向けた取組みを進めているが、計画期間の中間年度にあたる令和9年度において、これまでの取組み状況や社会情勢等を整理・検証し、内容の見直しを予定している。

本業務は、上記見直しにあたり、現状の整理・分析、各種調査等を実施した上で、計画の後半期間における施策の方向性や必要な見直し事項を明らかにすることなどを目的とする。

(3) 業務内容

第4期計画見直しに伴う以下の業務。

詳細は、別紙1「【令和8年度分】業務内容説明書（予定仕様書）」及び別紙2「【令和9年度分】業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり。

①第4期計画の取組みの整理・分析

第4期計画に基づく各取組みについて、区が提供した資料等に基づき、体系的に整理・分析すること。

②外部環境の整理・分析

第4期計画策定後における社会情勢（文化・芸術を取り巻く環境）の変化や、国・東京都・他自治体における文化・芸術施策の動向等について、整理・分析すること。

③区民への意識調査

区民への意識調査を実施し、回答内容を集計・分析した上で、報告書を作成すること。

④区内文化・芸術団体等へのヒアリング調査

区内文化・芸術団体等へのヒアリング調査への意識調査を実施し、回答内容を集計・分析した上で、報告書を作成すること。

⑤区の文化・芸術に関する現状及び課題の分析

区の文化・芸術に関する現状及び課題を分析し、報告書を作成すること。

⑥第4期計画の中間見直し骨子案作成

上記①～⑤を踏まえ、第4期計画の中間見直し骨子案を作成すること。

⑦検討委員会の運営支援と議事録等の作成

（仮称）第4期文化・芸術振興計画中間見直し検討委員会（以下「検討委員会」という。）の開催にあたり、資料作成補助や質問への回答補助等の業務を行うこと。

⑧第4期計画の中間見直し素案の作成

第4期計画の中間見直し骨子案に、検討委員会の提言等を整理・反映し、第4期計画の中間見直し素案（以下「素案」という。）を作成すること。

⑨区民意見募集の整理・検証

区が実施する素案への区民意見募集について、区民から寄せられた意見の内容を整理・検証し、意見に対する区の回答作成を補助すること。

⑩第4期計画の中間見直し案の作成

素案について、検討委員会の提言や区民意見募集の整理・検証等を踏まえ、第4期計画の中間見直し案を作成すること。

⑪中間見直し後の第4期計画の印刷・製本

区が決定した中間見直し後の第4期計画を印刷・製本すること。

(4) 履行期間

①令和8年度分

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

②令和9年度分

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※令和9年度分は令和8年度の履行実績が良好であること、及び予算の配当があることを条件として契約する。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 提案限度価格（令和8年度分と令和9年度分の合計）

15,730,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務は、第4期計画について、外部環境の整理・分析、区民への意識調査、及び区内文化・芸術団体等へのヒアリング調査を踏まえて、区が実施する中間見直しを支援するものである。

業務の履行にあたっては、文化・芸術振興計画をはじめとする行政計画策定支援等の実績を備え、専門的見地から各種調査等の調査分析・評価等を行うことができ、国や東京都等の動向などを踏まえた計画策定の支援を行う能力が受託者に求められる。

このことから、事業者の能力や体制、業務実績等を総合的に比較・評価し、より優れた事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用する必要がある。

4 参加資格

参加表明書の提出時点で、プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。

(7) 令和3年度以降に官公庁の同種・類似の調査分析業務を受託した実績があること。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

(9) 「世田谷区第4期文化・芸術振興計画 中間見直し」支援業務委託事業者選定委員会設置要綱の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員は以下のとおり。

委員長 世田谷区 生活文化政策部長 中西 成之

委員 世田谷区 総務部 政策研究・調査課長 大谷 昇

委員 世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課長 大谷 周平

5 プロポーザル実施日程（予定）

・説明書等交付期間	令和8年7月 2日（木）～7月16日（木）
・参加表明書等の提出期限	7月16日（木）午後5時
・招請通知発送	7月17日（金）
・質問の提出期限	7月24日（金）午後5時
・質問回答	7月31日（金）
・提案書等の提出期限	8月14日（金）午後5時
・第一次審査（書類審査）結果通知	8月27日（木）
・第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	9月 3日（木）
・第二次審査結果通知	9月 7日（月）

6 説明書等の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間

令和8年7月2日（木）～7月16日（木）

(2) 場所及び方法

「16 本件担当」記載の窓口での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード
※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

7 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、参加表明書及びその他提出書類一式を併せて提出すること。参加表明書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式1）

②都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書
(発行年月日から3か月以内)

③一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度」の認証を取得 (取得申請中を含む) していることを証明する書類

④事業者の概要資料 (会社案内等の資料)

(2) 提出期限、提出先及び方法

①期限

令和8年7月16日 (木) 午後5時 (必着)

②提出先

「16 本件担当」と同じ

③方法

持参又は郵送 (郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る)

(3) 招請通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和8年7月17日 (金) に、郵送でプロポーザル招請通知を送付する。参加資格を満たしていない事業者に対しては、同日に郵送で非招請通知を送付する。

(4) 辞退

参加表明書等の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」 (様式2) を速やかに提出すること。

8 質疑応答の提出期限、提出方法及び回答方法

本プロポーザルにあたり、質問がある場合には、以下の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月24日 (金) 午後5時

(2) 方法

「質問票」 (様式3) を電子メールで「16 本件担当」あてに送信すること。

※メールアドレスは招請通知にて記載する。

(3) 回答

令和8年7月31日 (金) までに回答をとりまとめ、すべての招請事業者宛てに電子メールで回答する。

9 提案書の提出者を選定する基準

本案件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

10 提案書に求める内容 (提出書類)、提出期限、提出先及び方法

(1) 提出書類

①提案書

以下の事項を記載すること。

なお、すべてのページについて、事業者を特定又は推測させるような記述やロゴマ

ーク等を記載しないこと。

- ア 「世田谷区第4期文化・芸術振興計画」や外部環境（文化・芸術を取り巻く環境の変化や、国・東京都・他自治体の文化・芸術施策の動向等）に関すること
- イ 区民への意識調査に関すること
- ウ 区内文化・芸術団体等へのヒアリング調査に関すること
- エ 検討委員会の運営支援と議事録の作成等に関すること
- オ 業務実施体制に関すること
- カ 本区や他自治体での業務実績
- キ その他追加提案に関する事項に関すること

②見積書

※見積書の書式に定めはないが、見積金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を含むこと。

※令和8年度分と令和9年度分で分けて作成すること。

(2) 提出期限

令和8年8月14日（金）午後5時

(3) 提出先

「16 本件担当」と同じ。

(4) 方法

電子メールで電子データを提出。

11 提案書の審査方法

審査は、「世田谷区第4期文化・芸術振興計画 中間見直し」支援業務委託事業者選定委員会設置要綱により設置された選定委員会にて、「12 提案書を特定するための評価基準」に基づき実施し、本業務に最も適していると認められる事業者を、優先的に随意契約を締結する権利を有するものとして1事業者選定する。

審査は、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の二段階で、評価基準に基づき実施する。

(1) 一次審査（書類審査）

提出された提案書に基づき審査する。

審査結果は、本プロポーザルに応募したすべての事業者へ郵送にて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

書類審査における得点上位3事業者を対象に、提出された提案書に関して、プレゼンテーション・ヒアリングにより審査する。

実施日時等の詳細は、書類審査の結果通知と併せて連絡する。

(3) 選定結果の通知と公表

令和8年9月7日（月）（予定）に、第二次審査の対象となったすべての事業者に対して、文書で通知する。

なお、区は選定事業者名及び審査結果について、世田谷区ホームページで公表する。

12 提案書を特定するための評価基準

本プロポーザルでは、主に以下の評価基準に基づき審査を実施する。

- (1) 第4期計画・外部環境への理解
- (2) 区民への意識調査の効果的・効率的な実施
- (3) 区内文化・芸術団体等へのヒアリング調査の効果的・効率的な実施
- (4) 検討委員会の円滑な運営補助
- (5) 業務実施体制の妥当性
- (6) その他追加提案に関する事項
- (7) 見積金額の妥当性

13 失格事由

- (1) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
 - ①世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
 - ②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
 - ③参加資格がないことが判明した場合
 - ④参加表明書その他の種類において虚偽の記載がみとめられた場合
- (2) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (3) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

14 提出書類の取扱い

- (1) 提案者から提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 本プロポーザルに関して作成した書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、提案者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。

15 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：「16 本件担当」と同じ
- (6) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。その上で、詳細な仕様や契約金額等について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (7) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (8) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案

書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (11) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。
- (12) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (14) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (15) 提案書の提出後に「4 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

16 本件担当

世田谷区 生活文化政策部 文化・国際課 川窪・林

所在地：〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 世田谷区梅丘分庁舎3F

電話 03-6304-3427

FAX 03-6304-3710